

災害時における災害時要配慮者に対する
宿泊施設等の提供に関する協定書

伊勢市
株式会社海栄館

災害時における災害時要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書

伊勢市（以下「甲」という。）と株式会社海栄館（以下「乙」という。）は、伊勢市内に地震、風水害及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対する宿泊施設等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において要配慮者とは、次に掲げる者のうち、甲が特に必要と認める者をいう。

- （1）高齢者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として65歳以上の者に限る。）
- （2）障がい者（甲が特に必要と認める場合を除き、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
- （3）乳幼児
- （4）妊産婦
- （5）その他集団生活等が困難な者
- （6）上記（1）から（5）までと同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者

（施設の使用の要請）

第2条 甲は、要配慮者が甲の指定する避難所では生活が困難な場合、次に掲げる施設を避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）施設名称 千の杜【宿泊施設】（以下、「当該宿泊施設」という。）
- （2）所在地 伊勢市佐八町字池ノ上1071番地3 他

（協力の受諾）

第3条 乙は、甲から前条に定められた協力の要請を受けたときは、部屋が空いていない等の正当な理由がない限り受諾するよう努めるものとする。

（使用期間）

第4条 要配慮者の当該宿泊施設の使用期間は、災害発生後から、要配慮者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議のうえ、3か月を限度に使用期間を延長できるものとする。

（使用終了への努力）

第5条 甲は、乙が当該宿泊施設における通常の営業を再開できるよう配慮するとともに、当該宿泊施設の使用について早期終了に努めるものとする。

2項 要配慮者が当該宿泊施設の使用を終了し、そのまま居座り続けた場合、甲の責任と負担により退去させることとする。

(使用時の事故等にかかる責任)

第6条 当該宿泊施設を要配慮者が使用した際に発生した事故等に対し、乙に損害が発生した場合は、原則、甲がその損害を賠償するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(要請の手続等)

第7条 甲は、第2条の規定による施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではないものとし、事後に書面で報告を行うものとする。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(経費の負担)

第8条 利用料等の金額は災害救助法で定められた災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の特別基準に基づき、甲乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第9条 甲が、第2条の規定により当該宿泊施設の使用の協力要請を行った後、使用開始日までに取消しの申出をした場合において、乙は、甲に対して取消料は請求できないものとする。ただし、甲からの当該宿泊施設の使用の協力要請に基づき手配した食事に関する費用について、甲に対して請求することができるものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、第8条の規定による経費を、利用者名簿を添付し、甲に請求するものとする。

2項 甲は、乙からの請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに乙の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の締結期間は、協定締結の日から平成40年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年 11月 9日

甲 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市
伊勢市長 鈴木 健一

乙 愛知県知多郡南知多町大字山海字屋敷47番地
株式会社海栄館
代表取締役社長 渡邊 玲緒